

# 公立大学法人長野県立大学共同研究取扱規程

平成 30 年 4 月 1 日 規程第 327 号

## (目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人長野県立大学（以下「法人」という。）における共同研究の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 共同研究 次のいずれかに該当するものをいう

ア 民間企業その他の機関（以下「民間機関等」という。）から研究員及び研究経費等を受入れて、法人が設置する大学（以下「本学」という。）において共同して行う研究

イ 民間機関等から研究員及び研究経費等、又は研究経費等を受入れて、本学及び民間機関等それぞれの場所において行う研究

(2) 特許権等 特許権、商標権、実用新案権、意匠権及び著作権並びにこれらの権利を受ける権利をいう

## (共同研究の基準)

第 3 条 共同研究は、大学の教育及び学術研究上有意義であり、かつ、本来の教育及び学術研究に支障をきたすおそれがないと認められる場合に限り行うものとする。

## (共同研究の申込み)

第 4 条 共同研究の申込みをしようとする民間機関等の長は、本学の学長（以下「学長」という。）に共同研究申込書（様式 1）を提出するものとする。

2 学長は、前項の申込書を受取ったときは、本学の共同研究代表者（以下「研究代表者」という。）に共同研究計画書（様式 2）を作成させ、学長に提出させるものとする。

## (共同研究の受入れの決定等)

第 5 条 学長は、前条の申込みが適当と認められるときは、共同研究の受入れを決定するものとする。

2 学長は、共同研究の受入れを決定したときは、共同研究受入決定通知書（様式 3）により、当該民間機関等の長にその旨を通知するものとする。

## (契約の締結)

第 6 条 学長は、前条第 2 項の通知を行った後、速やかに当該民間機関等の長との間に契約を締結するものとする。

## (共同研究員の受入れ)

第 7 条 共同研究員として受入れることができる者は、当該民間機関等において、現に研究業務に従事しており、共同研究のために当該民間機関等に在籍のまま本学に派遣される者とする。

## (共同研究に要する経費等)

第8条 民間機関等は、共同研究の実施に関して必要とする謝金、旅費及び消耗品等の直接的な経費（以下、「直接経費」という。）及び共同研究の実施に関連し直接経費以外に必要な経費（以下「間接経費」という。）を負担するものとする。

2 間接経費は、直接経費に対し一定の割合をかけた額とする。ただし、民間機関等が国、地方公共団体、公社等の県関係機関、独立行政法人又は前期各団体からの再委託であるときは、直接経費のみとすることができる。

（共同研究における設備等の取扱い）

第9条 共同研究のために法人が取得した設備等は、法人の所有に属するものとする。

2 共同研究の遂行上必要な場合には、法人は当該民間機関等からその所有に係る設備等を無償で受入れることができるものとし、この場合の搬出及び搬入に要する経費は、原則として当該民間機関等が負担するものとする。

（研究場所）

第10条 学長は、共同研究の遂行上必要な場合には、本学の研究者に、民間機関等の施設において研究を行わせることができる。

（共同研究の中止又は期間の延長）

第11条 研究代表者は、共同研究を中止、又は研究期間を延長する必要があるときは、直ちに学長にその旨を報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告を受けた場合において、やむを得ない事由があるときは、当該民間機関等と協議の上、当該共同研究を中止、又は研究期間の延長を決定するものとする。

3 学長は、前項の決定をしたときは、速やかにその旨を研究代表者及び当該民間機関等に通知するものとする。

（研究成果の報告）

第12条 研究代表者は、共同研究が完了したときは、共同研究完了報告書（様式4）を学長に提出しなければならない。

（研究成果の公表）

第13条 学長は、共同研究による研究成果の公表の時期、方法等について、当該民間機関等との間で協議して決定するものとする。

（特許権等）

第14条 共同研究の結果生じた特許権等の取扱いについては、別に定める。

（委任）

第15条 この規程に定めるもののほか、共同研究の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。